

◎農業協同組合法等の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)(抄)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第八条 [略]</p> <p>組合は、これを特定の政党のために利用してはならない。</p> <p>第七十二条の三 [略]</p> <p>農事組合法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。</p> <p>第七十三条の十五 [略]</p> <p>中央会は、これを特定の政党のために利用してはならない。</p>	<p>第八条 組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。</p> <p>[新設]</p> <p>第七十二条の三 農事組合法人は、その組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進することを目的とする。</p> <p>[新設]</p> <p>第七十三条の十五 農業協同組合中央会(以下「中央会」という。)は、組合の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>[新設]</p>

○水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)(抄)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(組合の目的等)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 組合は、これを特定の政党のために利用してはならない。</p>	<p>(組合の目的)</p> <p>第四条 組合は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。</p> <p>[新設]</p>

○土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>〔政治的中立〕 第十三条の二 土地改良区は、これを特定の政党のために利用してはならない。 （原則） 第百十一条の四 〔略〕</p>	<p>〔新設〕 （原則） 第百十一条の四 連合会は、次に掲げる要件を備えなければならない。 い。 一 営利を目的としないこと。 二 会員が任意に加入し、又は脱退することができること。 三 会員の議決権が平等であること。 〔新設〕</p>
<p>2 連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。</p>	

○森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>〔事業の目的等〕 第四条 〔略〕</p>	<p>〔事業の目的〕 第四条 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下この章、第五章及び第六章において「組合」と総称する。）は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない。 〔新設〕</p>
<p>2 組合は、これを特定の政党のために利用してはならない。</p>	

改正案	現行
<p>（目的等） 第一条〔略〕</p> <p>2 農林中央金庫は、これを特定の政党のために利用してはならない。</p>	<p>（目的） 第一条 農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを目的とする。 〔新設〕</p>